

平成24年（行ウ）第5号

原告 池川洋子

被告 高松市

聴覚障害ある当事者、傍聴人の情報保障及び裁判所の
適正手続保障に関する意見書

平成24年3月30日

高松地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 田 門

浩  代

弁護士 光 成 卓

明  代

弁護士 藤 岡

毅  代

弁護士 安 西

敦  代

弁護士 山 口 剛

史  代


弁護士 杉 山 晴

代  代

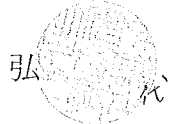
弁護士 渡 邊 圭

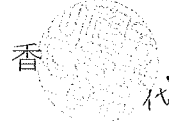
輔  代

弁護士 相 本 茉

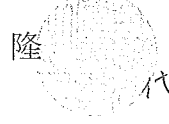
樹  代

弁護士	吳	裕	麻代
弁護士	藤井	嘉	子代
弁護士	田口	哲	朗代
弁護士	山田	裕	明代
弁護士	藤木	和	子代
弁護士	石口	俊	一代
弁護士	馬場	俊	夫代
弁護士	秋月	智	美代
弁護士	和田	節	代
弁護士	水谷		賢代
弁護士	高木	成	和代
弁護士	小堺	義	弘代
弁護士	河端	武	史代

弁護士 豊 芦 弘 

弁護士 紅 山 綾 香 


弁護士 中 島 宏 樹 

弁護士 田 邊 一 隆 

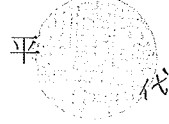
弁護士 松 本 晶 行 


弁護士 池 田 直 樹 


弁護士 東 奈 央 


弁護士 青 木 佳 史 

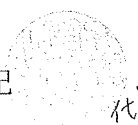
弁護士 辻 川 圭 乃 

弁護士 佐 野 就 平 

弁護士 民 谷 涉 

弁護士 長 岡 健 太 郎 

弁護士 西 村 武 彦 



第1 申し入れの趣旨

- 1 本件訴訟において、裁判の適正手続の確保及び原告が裁判を受ける権利を円滑に行使するため、裁判所が公費にて手話通訳者を手配し、その費用については訴訟費用に含めないこと。
- 2 本件訴訟において、傍聴人が、傍聴する権利の行使を保障するために、裁判所が以下の措置をとるべきである。
 - 1) 傍聴人のための通訳者は抽選対象としないこと。
 - 2) 手話を解する聴覚障害者の傍聴人のため、裁判所が手話通訳者を手配し、当該通訳者が適切な位置（バーの内側すなわち原告被告席側部分含む）で起立した姿勢にて通訳をすることを認めること。
 - 3) 手話を解さない聴覚障害者の傍聴人のため、要約筆記体制を準備すること。
 - 4) 補聴器を使用する難聴者の傍聴人のため、磁気ループが設置された体制で口頭弁論を行うこと。
 - 5) 盲ろう者の傍聴人のため、個別通訳者（触手話通訳者・指字通訳者等。原則として1人の傍聴者に2人の通訳者が必要）の傍聴席への入場を認め、また、当該通訳者が適切な位置で通訳をすることを認めること。

第2 ろう者である原告に対する手話通訳者の手配について

1 はじめに

- (1) 民事訴訟法は第154条第1項本文において、「口頭弁論に関

与する者が」「耳が聞こえない者」「であるときは、通訳人を立ち合わせる」と定めている。しかし、当該通訳人に関して生じた費用は、実務上、民事訴訟費用等に関する法律第18条「通訳者は、日当、通訳料等の請求ができ支払を受けることができる」等の規定を一つの理由として、訴訟費用として取り扱われ、民事訴訟法第61条により敗訴者の負担とされてきた実態がある。

しかし、原告がろうであることに自己責任はない。とりわけ平成23年8月5日施行の改正障害者基本法により、手話が言語、すなわちこの国の公用語とされた以上、言語・公用語である手話を通じて訴訟当事者が口頭弁論を行うことは、訴訟手続上は当然のことである。

そうすると、ろう者原告の手話表現を理解して口頭弁論手続に適切に反映させること及び耳の聞こえないろう者原告のために音声表現を手話表現に変換して当該原告に弁論内容を伝えることは、憲法の要請する適正手続保障から、口頭弁論を遂行する主宰者・責任者である裁判所の責任において実施されるべき責務である。

ところが、上記のように、何ら自己責任のないろう者が裁判所において訴訟手続に参加し、裁判を受ける権利という憲法に保障された自らの当然の権利を実現・行使しようとした場合、そのために要した手話通訳者の費用の自己負担を強いられる危険に、制度上晒されていることは不合理である。

このような問題状況がある中、平成22年4月26日「内閣府障がい者制度改革推進会議」第9回に行われたヒアリングに参加した法務省は、「司法手続における障害者の方に対する配慮等について」「民事訴訟手続においては、障害者の方が当事者・・・となった場合の配慮が規定されて」いるとして、その根拠として

前述の民事訴訟法第154条第1項を挙げている。さらに「御説明したとおり、司法手続においては、障害者の方に対する法令上及び運用上のさまざまな配慮がなされており、これによって障害者の方がそうでない方と同様に司法手続きを利用することが確保されているものと考えている」とも述べている。

しかし、前述のとおり、ろう者が自己の権利を実現・行使するには、障害の無い者が自らの権利を実現・行使する場合には負担する必要のない負担を強いられている現状があり、先の法務省の回答は、ろう者の現状を理解しようとしなければか、障害者である以上、少々の不便、不利益は甘受して当然だと言わんばかりの傲慢な態度が透けて見える。

そもそも手話通訳者によって利益を得ているのは、当事者であるろう者のみではない（なお、「利益」という表現は適切でないが、分かりやすい表現として敢えて用いた）。なぜなら、手話を完全に習得している裁判官・職員が皆無に近い裁判所にしても、手話通訳者無しではろう者の口頭弁論における陳述等を理解することができず、また、裁判官の発言や現在の手続が理解できているかなど、裁判所において公正かつ適正な手続が保障されているか否かを確かめることができないからである。したがって、ろう者が裁判の当事者である場合、その手話通訳者は裁判の適正さを保つために必要不可欠な存在なのである。にもかかわらず、手話通訳者の費用が訴訟費用とされ、当事者の負担となっている現状は、憲法の要請する適正手続保障に抵触し、即刻改められなければならない。

民事訴訟費用等に関する法律にある規定は、「通訳人には通訳料等の支払いが保障される」旨の通訳人に配慮した趣旨の規定に

過ぎず、ハンディのある当事者に社会的障壁を是正するための費用を自己負担させることが社会的にも強く非難されている現在において、「手話通訳者の費用は必ず民事訴訟費用として扱わなければならない」と解する必然性はなく、また現在ではそのような解釈は明らかに合理性を欠いているものである。

(2) 平成23年改正の障害者基本法において新設された第29条は、障害者の司法に対するアクセスについて定めている。

同条の新設は、前述の裁判所において障害者が不利益、不公平を被らざるを得ない状況を問題だとしてなされたものである。それに加えて、日本が現在批准を目指している障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）、及び既に批准済みの市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に鑑みれば、裁判所においてろう者が自らの権利を行使するにあたり、裁判所が手話通訳者を手配すべきは当然である。

(3) 以下においては、改正障害者基本法及び障害者権利条約、自由権規約の条文を挙げ、上記法令の立法過程等を踏まえながら、裁判所において手話通訳者を手配すべき根拠について述べる。

2 手話通訳者を公費で手配することは、法律及び条約上の要請であること

(1) 条文

ア) 障害者基本法第29条、第12条

i) 平成23年8月5日、障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行された。当該法律は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に則り、「障害者の

自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め」とともに「国、地方公共団体等の責務を明らかに」し、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」をその目的とする（第1条）。

ii) この改正により新設された同法第29条（司法手続における配慮等）は、「国又は地方公共団体は、障害者が」「裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合」、「障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない」と定めている。

iii) さらに、同法第12条（法制上の措置等）では、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。」と定めている。

iv) なお、国家の三権分立の一端を担う裁判所が、同法第29条が定める「国」に該当することは、論を待たない。

イ) 障害者権利条約第12条、第13条、第21条

i) 前述の障害者基本法の改正は、内閣が設置した障がい者制度改革推進本部の主導においてなされ、同本部は障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をすることを目的としている。したがって、改正された障害者基本法が、上記条約の文言及び趣旨を踏まえて解釈されるべきは当然である。

以下は、特に障害者基本法29条を理解するうえで重要な条約の条文である。

- ii) 同条約は、まず第 12 条「法律の前にひとしく認められる権利」において、「第 2 項 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。」、「第 3 項 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。」と定めている。
- iii) 次に、同条約は、第 13 条「司法手続の利用」において、「第 1 項 締約国は、障害者がすべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保する。」、「第 2 項 締約国は、障害者が司法手続を効果的に利用することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。」と定めている。
- iv) さらに、同条約は、第 21 条「表現及び意見の自由並びに情報の利用」の柱書において、「締約国は、障害者が、第 2 条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。」としたうえで、第 2 項において、「公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受

け入れ、及び容易にすること。」と定めている。

ウ) 自由権規約第14条第1項

さらに、自由権規約第14条第1項においては、「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」と定められている。

(2) 障害者基本法第29条の解釈

ア) 障害者基本法の位置づけ

障害者権利条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として(同条約第1条)、平成18年12月13日、第61回国連総会において採択された。

わが国でも翌平成19年9月28日同条約に署名することとなったが、その際、当該条約の批准に向けて、同条約が要請する障害者の権利実現の水準に見合う国内の障害者制度改革をどのように行うかということが大きな課題となった。そこで、国内の障害者制度改革を行う機関として内閣に設置されたのが、障がい者制度改革推進本部であり、同本部主導の下で障害者基本法は改正された。

また、障害者基本法は、「基本法」である以上、関係個別法の上位法として位置づけられており、障害者権利条約の規定を遵守するために必要な国内の制度改革全体の理念と施策の基本方針

の要となる法律である。さらにいえば、同法は、12条において、法律の目的達成のために必要な財政上の措置も義務付けており、予算措置の有無という国及び地方公共団体が常套句としている言い訳も封じているのである。

イ) 障害者権利条約及び自由権規約

i) 障害者権利条約第13条は、障害者が「他の者と平等に」司法手続を「効果的に利用」することを、締約国が「確保する」ことを要請している。

なお、第13条は、日本の裁判において障害者が差別されている実態に鑑みて、条約作成にあたり日本政府が同条を提案したところ、多くの政府やNGOから支持されて条約に盛り込まれたという経緯を有する。

ii) また、同条約第12条は、「障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有すること」を認め、さらに国が、「障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる」ことを定めている。

iii) さらに、障害者の「表現及び意見の自由」について定めた第21条では、障害者があらゆる意思疎通の形態から自らが選択するものにより表現等についての権利行使を確保するためのすべての適当な措置が義務付けられ、その措置の中には、締結国が公的な活動において手話を用いることを受け入れ及び容易にすることも含まれている。

しかも同条は、「表現及び意見の自由」内容として、「他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む」

としており、障害者の表現等について、他の障害のない者と平等に、言いかえれば障害のない者に比して過大な負担を科すことのないよう求めているのである。

iv) これらの規定は、「すべての者は、裁判所の前に平等」であることを定めた自由権規約第14条と同じく、すべての人は、障害のある者もそうでない者も裁判所の前に平等であること、そしてその平等とは、単に裁判を受ける機会が平等に与えられているだけでは足りず、障害者が実質的かつ効果的に裁判を受け、司法手続において自分の意見を述べる権利をも含むものであって、当該権利を国が保障しなければならないことを定めたものである。

そして、障害者基本法が同条約の要請する水準を遵守するために制定された経緯に照らせば、障害者基本法の条文もまた、条約が要請する水準を満たすよう解釈されなければならない。

ウ) 立法過程における問題意識と議論状況

i) 障害者基本法の改正にあたって、障がい者制度改革推進会議においては、民事訴訟手続において通訳人の費用が訴訟費用とされることについて、「当事者負担を課することは、司法に対するアクセスを阻害する(久松委員)」との問題意識のもとに、「障害の配慮に要する費用は負担させないという規定を設けるべき(大谷委員)」「(司法関係者について)必要な手話・点字・わかりやすい言葉等の支援や関係者の啓発・トレーニングを実施することが是非とも必要(北野委員)」などの意見が構成員から出された。

ii) そして、会議の議論を踏まえて出された「障害者制度改革の

推進のための基本的な方向（第一次意見）」においては、司法手続が適正になされるためには、障害を理由とした特別な負担を要することなく、当事者のコミュニケーションが十分に確保されることが不可欠との観点から、「（司法手続における）障害者のコミュニケーションの確保のために必要な人的、物理的支援に係る費用については、原則として公的負担とすべき」と記載された。

さらに、法改正の大詰めの段階で出された「障害者制度改革の推進のための第二次意見」には、国及び地方公共団体が、司法手続全般において、「障害者の特性に応じた手続上の配慮が必要であり、それらにかかる費用負担を含め、そのために必要な措置をとらなければならない。」とされ、「障害者が必要とする適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずる」こと、そのコミュニケーション手段等には手話通訳者の「立会いによる情報保障を含み、司法機関としてこれらの者への研修を行うべき」ことが明記されたのである。

エ) 小括

以上の事実を踏まえれば、障害者基本法第29条「障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する」とは、障害者が実質的かつ効果的に司法手続に参加するために、必要となる措置を国がとることを定めたものと解すべきである。

そして、本件訴訟において、その必要となる措置とは、原告のために手話通訳者を裁判所が手配することに他ならず、その費用についても、訴訟費用とするのではなく、国の負担すなわ

ち公費で賄われるべきである。

3 当該原告が理解できる手話通訳者の派遣が必要であること

改正障害者基本法により、手話がこの国の言語と法定化されたとはいえ、口話にも、関西弁他の方言等の地域的な違いがあるように、地域による表現の違いもあり、また、外国語通訳者の法律用語の水準に難がある場合があることから推測されるように、法廷での手話通訳者にも、当該原告がよく理解できる技術を備えた手話通訳者が配置されることが、「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保」することと言わなければならない。

従って、裁判所により配置される手話通訳者が、原告にとって理解しやすい、相応しい者になることを要請する。

そのことを担保する具体的な方法については、事前協議の場において確認したい。

4 通訳者の人数

手話通訳業務は、心身を緊張させる過酷な労務であり、通常10分間以上続けて行うことは困難である。したがって、それ以上の通訳業務が予想される場合には2名体制の交代で行うことになっている。

そのため、別紙において原告代理人団が求めるとおり、本訴訟では毎回の口頭弁論期日において原告側の意見陳述の機会を求めるため、毎回の口頭弁論期日において2名の手話通訳者の配置が必要となる。

第3 傍聴者に対する配慮について

1 本件訴訟における裁判の公開の意味

憲法82条は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障したとされる。ろう者である原告によってなされる、ろう者の権利を保障するための本件の裁判の公開の意味は、ろう者にとって公正な裁判が行われるかどうかである。それは裁判の公開によって公衆の監視と注目の元におかれることによって実現される。すなわち、裁判がろう者に公開され、そのチェックをうけることによって、健聴者では気づかない問題点が浮き彫りになり、ろう者にとって適切な訴訟指揮がなされているかどうかは明らかになるのである。その意味では、本件では、形式的にろう者が傍聴席にいるというだけでなく、実質的に、法廷で行われていることが、ろう者である傍聴者にわかるように公開されることが要請される。

2 聴覚障害者の傍聴の権利及びそのための配慮が要請されていること

(1) 憲法第82条第1項は、裁判の公正・透明性の確保のため、裁判の公開すなわち国民の自由な傍聴を認めている。また、傍聴の権利が、憲法第21条に基づいて保障される知る権利から要請される、極めて重要な憲法上の権利であることは論を待たない。

それに加えて、障害者権利条約第13条において、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保すること、また、第21条において、表現の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）の権利行使を確保するためのすべての適切な措置をとることが要請されていることは前述のとおりである。当該条項からも、聴覚障害者が裁判を傍

聴する権利を有し、そのために必要な措置を国がとることが要請されていることは明らかである。

(2) さらに、障害者基本法第3条第1号においては、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」と規定され、第4条では、第1項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」とされ、第2項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と定められている。

これらの規定のいずれもが、聴覚障害者が公開された裁判を傍聴する権利を有すること、また、傍聴にあたっては、そこに存在する社会的障壁を除去すべきことを明示している。

(3) まして、本件訴訟は、我が国の福祉制度を含めた社会のあり方が問われる行政訴訟であり、社会一般の耳目を集めるだけでなく、原告と同じ聴覚障害を持つ市民が強い関心を持ち、傍聴に訪れるであろうことは容易に予想されるところである。

したがって、裁判の公開及び傍聴の権利の確保がより一層要請されている。

3 手話通訳を解する聴覚障害者に対する手話通訳について

(1) 手話通訳を解する聴覚障害者にとって、手話通訳は「耳」であ

る。適切な手話通訳を受けて、初めて当該聴覚障害者は聴覚に障害が無い者と同じように情報に接することができる。

すなわち、当該聴覚障害者が裁判を傍聴する場合、適切な手話通訳を受けて初めて眼前で進行している裁判の意味を理解することができるのであり、そのとき初めて裁判の公開及び傍聴の権利が実質的に保障されることとなる。

(2) にもかかわらず、全国の裁判所においては、次のような対応の実態がある（添付資料参照「2009年12月12日朝日新聞」）。

① 手話通訳者を傍聴抽選の対象とする

手話通訳者を一般の傍聴人と同列に扱い、傍聴希望者が多数である場合には抽選の対象とする

② 手話通訳者に法廷内で起立することを禁じ、傍聴席に座らせて通訳をさせたり、「審理に集中できないから出来るだけ裁判官の視界に入らないように法廷の端っこで通訳するように通訳者の立ち位置を指定する」、

といった運用及び訴訟指揮が散見されるのである。

当該取り扱いは、聴覚障害者の傍聴する権利を侵害するものであり、即刻、以下のように改められなければならない。

まず、①は、「手話通訳者を傍聴抽選の対象としない」ことである。手話通訳を解する聴覚障害者は、手話通訳を受けて初めて実効的に傍聴が可能となるのであるから、当該聴覚障害者の傍聴の権利を保障するためには、手話通訳者が必要不可欠である。したがって、手話通訳者を一般の傍聴人と同列に扱い、場合によっては入場できないとする扱いは、当該聴覚障害者の傍聴の権利を侵害するものである。

例えて言えば、車椅子を利用する障害者に対して車椅子を独立の抽選対象として、当たった場合にだけ車椅子の入場を認める、あるいは、抽選で傍聴が認められた者全員を耳栓で塞ぎ、抽選に当たった場合にだけ耳栓を外した傍聴を認めるということと同義語であり著しく不当であることは自明である。

また、②については、手話が視覚を利用した「視る言葉」であることを理解していない取り扱いである。傍聴席の椅子という狭いスペースに座ったままの手話は、非常に読み取り辛く、当該聴覚障害者の傍聴の権利を侵害するものである。さらに、手話通訳を行うこと、及び手話通訳を読み取ることは非常な集中力を要するものであり、体を不自然にねじった状態での通訳は通訳者の集中力を阻害すると共に、当該聴覚障害者にとっては、横を向いて手話を注視すれば、前で行われる裁判の状況が全く見えない状態になる。これでは、当該聴覚障害者が法廷における出来事を理解できる道理がない。

したがって、裁判において、聴覚障害者の傍聴の権利を確保するためには、手話通訳者が起立した姿勢で通訳を行うことを認めるべきであり、また、通訳の位置も、聴覚障害のある傍聴人が通訳を読み取ることが最も適切な場所で行うことを認める必要がある。

上記参考資料で報道されたように、別件訴訟での大阪地裁、名古屋地裁等では、傍聴席スペースのみならず、バーの内側の原告被告席側スペースで傍聴人のための手話通訳を行うことを認めており、御庁においてもかかる配慮を求める。

- (3) さらに、裁判の公開の要請を確保すべき主体が裁判所である以上、傍聴人に聴覚障害者がいる場合、当該聴覚障害者のための手話通訳者を裁判所が手配すべきことも、また当然である。

(4) 上記措置を行うことについて、裁判所の負担が過重であるとはいえず、また、上記措置は障害者基本法第4条第2項が定める、社会的障壁の除去「を必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないとき」に行う「必要かつ合理的な配慮」にあたることは明らかである。

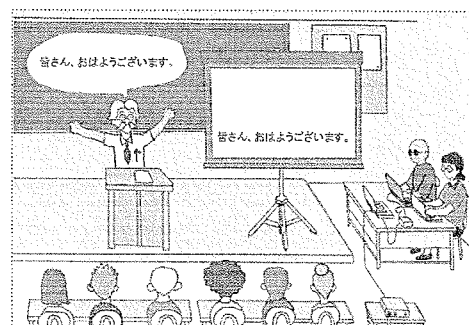
以上のとおり、聴覚障害者の傍聴の権利及び裁判の公開の要請を実質的に保障するためには、裁判所が手配した手話通訳者が、適切な位置で、立って通訳することを認めることが不可欠である。

4 手話通訳を解さない聴覚障害者に対する要約筆記について

(1) 聴覚障害者の全てが手話を解するわけではない。まして、裁判手続の如く複雑な専門用語を伴う手話を、全ての聴覚障害者が解することは非常に困難である。

そこで、法廷における手話通訳を解さない聴覚障害者の傍聴人のため、要約筆記体制が確保されるべきである。

(2) 要約筆記とは、会話者の内容を打ち込み、スクリーン等に表示することにより可視化して理解できるようにする手段である。聴覚障害者は、スクリーン上の文章を通じて、眼前の裁判の進行を理解することになる。



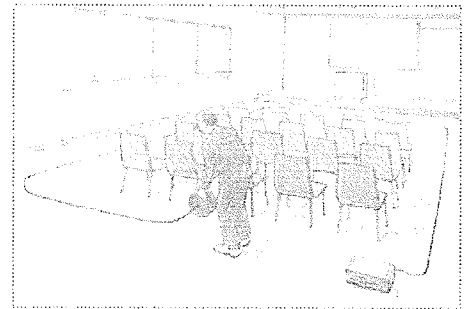
要約筆記のイメージ図

当該手段は前述の内閣府障がい者制度改革推進会議の会議等においても標準装備されており、聴覚障害者に対する情報提供の手段として一般的かつ有効である。

したがって、聴覚障害者の傍聴の権利の保障のため、「必要かつ合理的な配慮」として口頭弁論開催のための不可欠の条件として要約筆記体制を、裁判所が確保するべきである。

5 補聴器を使用する難聴者に対する磁気誘導ループの設置について

- (1) 補聴器を使用する難聴者が裁判を傍聴する場合、当該傍聴人が裁判の進行を理解するためには、磁気誘導ループ設備を用いるのが有効である。



磁気誘導ループとは、聴覚障害者の補聴器を補助する放送設備である。

磁気誘導ループのイメージ図

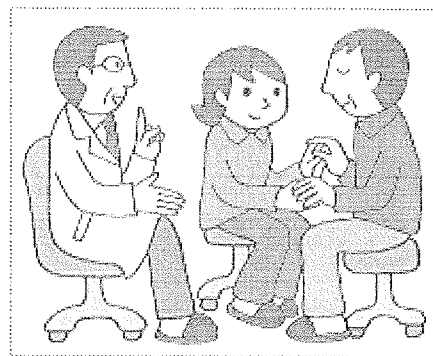
ワイヤーを地面に這わせて磁界を発生させることで、補聴器に直接音声を送り込むことができる。当該手段についても、前述の内閣府障がい者制度改革推進会議の会議等において標準装備されているものであり、難聴者の傍聴のためには欠かせない設備である。

- (2) 磁気誘導ループを裁判所側で準備ができないのであれば、傍聴者側で準備することが可能であり、裁判所に過重な負担はかからない。したがって、難聴者の傍聴の権利の確保のため、「必要かつ合理的な配慮」として磁気誘導ループが設置されるべきである。

6 盲ろう者に対する触手話通訳について

- (1) 目が見えず、耳も聞こえない盲ろう者が裁判を傍聴する場合、裁判の内容を知るための手段としては主に触手話が用いられる。

触手話とは、相手が行う手話を、視覚ではなく、手で触って認識するものをいう。本件訴訟には、盲ろう者が傍聴することがかなりの蓋然性をもって予想されている。なお、その場合、通訳者は傍聴人側で手配することになっている。



触手話のイメージ図

また、盲ろう者のコミュニケーション手段は、ほかに「指点字通訳者」による場合や、「通訳者がその場で点字を器具で印字して、プリントアウトした点字を傍聴人が読み取る」等の方法もあり、原則として1名の傍聴者に対して通訳者が2名必要となる。

(2) 触手話等の盲ろう者のための個別通訳者は、手話を手で触って認識する等の特性上、通訳者が盲ろう者と至近距離で着席し、個別に対応することが必須となる。したがって、通訳者の配置場所について裁判所が配慮すべきは当然であり、また、通訳者を一般の傍聴人として扱わないことも、他の通訳者の場合と同様である。

これらの場合に、予め優先傍聴席の人数を決めておく等について事前協議を行いたいと考えている。

第4 結語

以上のとおり、本件訴訟においては、裁判の適正手続を確保し、また原告が実質的かつ効果的に司法手続に参加するため、手話通訳者を裁判所が手配し、その費用は訴訟費用とせず、公費で賄うべきである。

また、裁判の適正手続の確保及び聴覚障害者の傍聴の権利を確保するため、裁判所が手話通訳者を手配し、当該手話通訳者は当然抽選の対

象とはせず、また、当該手話通訳者が傍聴席スペースのみならず原告席付近を含め適切な位置で起立した姿勢で通訳を行うことを認めること、要約筆記が整備された体制で口頭弁論手続きを実施すること、磁気誘導ループを設置すること、及び、触手話通訳者等の盲ろう者の通訳者を傍聴スペースに入場させ、配置について配慮すべきである。

以 上

障害者自立支援法訴訟 裁判官の対応にはらつき

手話は言語と認識を

神奈川大学の櫻澤幸広・非常勤講師(憲法学)の話 裁判官の訴訟指揮で、手話通訳など聴覚障害者に不可欠なコミュニケーション手段が制限されるのは問題だ。裁判所は、手話通訳の方法なども含めて聴覚障害者が傍聴する際の訴

訟指揮について統一の指針を示し、将来的には無料の手話通訳者を用意するよう、法律の整備を進める必要がある。聴覚障害者の傍聴に理解が不十分なのは、「手話が言語」という認識が乏しいことも背景にある。当事者の意見を聞き、障害者と一緒に考えることが必要だ。



口頭弁論後の集会で、手話通訳者(手前右)を見つめる速水さん(手前左) 11月、さいたま市内

傍聴希望者が席数を大幅に上回り、傍聴券を得るための抽選の倍率は約3倍に。当たったの

さいたま地裁で9月30日におこなった口頭弁論。選所施設の所長で、聴覚障害のある川越市の速水千穂さん(左)は、施設に通った聴覚障害者3人と傍聴に訪れた。手話通訳2人は、訴訟の支援団体を通じて依頼した。

聴覚障害者が不自由なく裁判を傍聴できるように配慮を。障害者の自己負担の廃止を求める障害者自立支援訴訟の弁護団などから、こんな声が上がっている。法廷内の手話通訳者の位置について、裁判官によって判断が異なるうえ、やりとりが理解しづらいケースもあるからだ。(森本美紀)

「通訳者傍聴券なしで」

は手話通訳者も含めた計6人のうち2人。足りない分は支援者から譲り受けた。速水さんは「手話通訳は、社会参加するのに欠かせない情報保障の手段。傍聴券がなくても法廷に入れるようにしてほしい」と訴える。

通訳の2人はいったん傍聴席に着席し、開廷後、裁判所が用意したイスに移動。2人の傍聴席は空席のまま、「他の人の傍聴の機会を奪う」(弁護団)形だ。柴野和善弁護士は「手話通訳人は、聴覚障害者の『目』だ。傍聴席に座れても、裁判の内容がわからなければ、實質的に憲法82条の『裁判公開の原則』を保障したことにはならな

■障害者自立支援法訴訟の手話通訳の状況

地裁	手話通訳の方法
東京	傍聴席側で立つ
さいたま	傍聴席側で立つか座る(パイプいすあり)
名古屋	原告席で座る(パイプいすあり)(パイプいすも可)
大津	傍聴席側でパイプいすに座る
奈良	傍聴席側で立つ
和歌山	傍聴席側でパイプいすに座る
大阪	原告席で立つか座る(パイプいすあり)
神戸	傍聴席側で立つか座る(パイプいすあり)
広島	傍聴席側で立つ(パイプいすあり)
福岡	傍聴席側でパイプいすに座る(起立も可)

い。裁判員制度など市民に関わった法廷を目指す司法改革の理念にもそぐわない」と言う。

東京地裁の9月の口頭弁論では、手話通訳者が立つか座るかをめぐり、原告弁護団が裁判長に抗議する一幕があった。

弁護団によると、裁判長との事前協議で、裁判官や原告のやりとりの様子も通訳が同じ視界に入りやすくなるため、通訳者が立つことを求めたという。

東京都聴覚障害者連盟事務局長の越智大輔さん(52)は、通訳が傍聴席の左側連席に立つこと

地裁に聴覚障害者の傍聴への配慮を求める文書を出している。

一方、弁護士らが証言するのが大阪地裁の裁判官の判断だ。傍聴席ではなく、さぐの内側の原告席での通訳を容認。「事前の協議で希望を伝え、速やかに認められた」(大阪弁護団)という。名古屋地裁で今月おこなった口頭弁論でも同じ対応だった。

最高裁によると、聴覚障害者の傍聴に関する規則は定められておらず、手話通訳者の座席位置などの配慮は「裁判体(言)の判断に委ねる」とが相対的の見解。実際、対応は裁判官ごとにはらばらなっている。

を前提に左端の席に着席。通訳の2人は、その前列の2列前で、3人は縦一列に並んだ。

ところが開廷直前、裁判所職員が「通訳は座った状態で後ろを向くか、横一線に並んでください」「(聴覚障害者の傍聴が)1人しかいないため、立席はだめ」という判断です。裁判官の意向を伝えに来た。通訳者が後ろを向くのは、無理な姿勢を強い、首を痛めて通訳中の越智さんが長時間横を向くのは負担が重い。職員は「今回に限り、希望通りに」と、横席立つて通訳できることだ。

それでも全国弁護団の竹下義樹団長は、険しい表情で裁判長に迫った。「コミュニケーションが図れない形で手話を実施しても配慮にはならない。これが差別を排除し、人権を重んじる裁判所のあり方なのか」

日本政府がまだ批准していない国連の障害者権利条約は、「障害のある人が他の者と同等を基礎として、司法に効果的にアクセスすることを確保する」(13条)と規定する。東京、さいたま、大津、奈良、神戸、福岡の訴訟弁護団らは、各